

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、同日以降、プログラム等の編集制作、版下作製業務に従事していた。

請求人によると、請求人は、会社における組織改編があり、責任者を命じられるとともに人員が削減され、2名分の業務を担当することになり、加えて、通常業務以外のオフィス引っ越し、資料作成を担当することになり、さらに、上司との軋轢も生じるなど、強い心理的負荷の中で、時間外労働が月100時間を超えるという状態が続き、パニック障害を始めとする不安障害を発病したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックを受診した後、同月3日、D病院を受診し「急性ストレス反応疑い、更年期障害疑い」と、同年〇月〇日、Eクリニックを受診し「パニック障害（適応障害）」と、平成〇年〇月〇日、F病院を受診し「うつ病」と、それぞれ診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、専門部会は、主治医らの意見書、診療録等の医学的資料を踏まえた上で、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F3 気分(感情)障害」(以下「本件疾病」という。)を発病し、以降加療を継続するも寛解することなく遷延し、平成〇年〇月中旬頃に症状が悪化した旨の意見を述べており、請求人の症状の経緯等に照らすと、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりであり、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 労働時間の算定方法について

ア 始業・終業時刻

(ア) 平成〇年〇月〇日以前、会社は、管理職であった請求人の勤務管理を出勤簿(以下「出勤簿」という。)で行っており、請求人は就業記録を付けていなかったことから、次の推定方法により、請求人の労働時間を算定するのが妥当である。

① 鍵受渡簿に、請求人の貸出・返却時刻の記載がある場合は、当該時刻

を請求人の始業・終業時刻と推定する。

- ② 会社同僚Gが、請求人と帰る時間はほぼ一緒であった旨申述していることから、Gの時間外勤務命令簿の命令時間の終了時間をもって、請求人の終業時刻（ただし、鍵受渡簿において、(i)命令時間の終了時間と異なる時刻にGの鍵返却が認められる場合は、鍵返却時刻を終業時刻、(ii)命令時間の終了時間より前の時刻に鍵受払簿の法人名欄のBの鍵返却が認められる場合は、鍵返却時刻を終業時刻）と推定する。
- ③ 会社は、年間で特定の11日は、1時間前（午前8時30分）から執務を開始する必要があったとしていることから、当該日の始業時刻は、午前8時30分と推定する。
- ④ 上記①から③により推定できない場合は、請求人が就業記録を付ける前後で業務の繁忙に差はなかった旨申述していることから、平成〇年〇月〇日以降の実績（会社作成の就業記録（以下「会社就業記録」という。））から請求人の始業・終業時刻を推定する。

(イ) 平成〇年〇月〇日以降、会社は、出勤簿及び会社就業記録に記載された始業・終業時刻に基づき、勤務管理を行っており、請求人の始業・終業時刻は、会社就業記録に記載された時刻とするのが妥当である。

イ 休憩時間

請求人らは1日15分程度しか休憩を取得できなかったと主張しているが、会社関係者は、仕事の都合で休憩が取れない場合は時間をずらして1時間取得していた、休憩時間に仕事はしていなかった旨申述しており、請求人らの主張事実を認めるべき客観的な資料もないことから、休憩時間は1時間とするのが妥当である。

ウ なお、請求人らは、時間外勤務命令簿以外に、本来の就業時間を記録した帳票（二重帳簿）が作成されていたと主張しているが、同事実を認めるに足りる資料はなく、請求人の上記主張は認められない。

エ 上記の算定方法により請求人の労働時間を集計したところ、別紙3（本件疾病の発病前6か月間）（略）及び別紙4（本件疾病の悪化前6か月間）（略）の労働時間集計表のとおりとなる。

また、上記（3）ア（ア）④の推定については、平成〇年〇月〇日以降6か月間の実績を平均し、始業時刻は午前9時11分、終業時刻は午後7時3

5分とした。

なお、平成〇年〇月〇日の終業時刻は、同日早退が確認できることから、午後3時30分とした。また、同年〇月〇日の終業時刻は、午後から半年休を取得していることから、午後0時とした。

- (4) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事について、請求人は、①時間外労働時間の増加、②連続勤務、③組織改編とオフィスの移動、④グループリーダーへの昇格、⑤前上司とのトラブルを主張していることから、以下、検討する。

ア 時間外労働時間の増加

平成〇年〇月から〇月にかけて、時間外労働時間が16時間43分から80時間31分に増加していることが認められる（別紙3：略）ので、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして検討すると、請求人は、イレギュラーな制作物の依頼があり、通年より忙しかったが、制作に専念でき、残業時間が100時間を超えることはなかった旨申述しており、長時間労働が認められるものの、時間外労働時間は「1か月当たりおおむね100時間以上」には至っていないこと、請求人が担当したプログラム等の制作は、過去の記事やデータを取りまとめるといったもので、それほど手間や時間がかかるものではなく、「過去に経験したことがない仕事内容に変更となり、常時緊張を強いられる状態となった」ともいえないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

イ 連続勤務

請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの13日間の連続勤務を行っていたと認められる（別紙3：略）ので、同出来事を認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとして検討すると、その間、深夜時間帯に及ぶ時間外労働はなく、「連日、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行った」とはいえないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

ウ 請求人らが主張する出来事のうち、上記の③から⑤の3つの出来事について

ては、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は、いずれも「弱」とであると判断する。

エ 以上のとおり、請求人らが主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「中」となる出来事が2つ、「弱」となる出来事が3つであるが、上記の①と②の出来事は時期的に関連して生じているものであり、恒常的長時間労働と評価される月100時間程度の時間外労働も認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないものである。

(5) 請求人の本件疾病は、平成〇年〇月中旬頃に症状が悪化したことが認められるが、悪化前おおむね6か月間において、認定基準の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められないことから、決定書理由に説示のとおり、当審査会としても、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないと判断する。

(6) なお、請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

4 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。